

諏訪市電子入札試行要領

令和7年6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は市が発注する建設工事等に係る競争入札において、電子入札を実施することに關し、諏訪市財務規則（昭和55年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う競争入札をいう。
- (3) くじ入力番号 電子入札により入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が入札書提出時に任意で設定した3桁の数字をいう。
- (4) 電子くじ くじ入力番号により、電子入札システムで演算式を用いて、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）及びその順位を決定する仕組みをいう。
- (5) 紙入札者 電子入札において、書面による入札書を用いて入札に参加することを希望する者をいう。
- (6) I Cカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (7) 電子入札書等 入札価格及びくじ番号を登録した電子入札書並びに発注者が入札公告又は指名競争入札通知書（以下「公告等」という。）で求める電磁的記録による書類をいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象案件は、次の各号のうち、予算執行者が指定したものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務
- (3) 物品の購入、製造の請負等
- (4) その他委託業務

(入札の公告等)

第4条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、電子入札を実施するときは、

一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）においてその旨を指定し、規則第106条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

（1）電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨

（2）その他電子入札に関し必要な事項

2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その他方法によることができる。

（利用者登録）

第5条 入札参加者は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

（予定価格等の登録）

第6条 入札執行者は、電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、最低制限価格、失格基準価格又は低入札調査基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格と共に電子入札システムに登録するものとする。

（入札書の提出）

第7条 入札参加者は、電子入札書等を公告等で指定した日時（以下「入札書提出締切日時」という。）までに提出しなければならない。

2 前項の規定による電子入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された入札書等の引換え、変更または取消しは認めない。

（紙入札）

第8条 前条の規定にかかわらず、紙入札者は、公告等で指定した日時までに紙入札承認願（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めた場合に紙入札者は当該入札に参加することができる。

2 前項の規定により市長が認めた紙入札者（以下「紙入札参加者」という。）は、規則第111条第2項に定める方法により、入札書を提出しなければならない。この場合において、規則第111条第3項及び第7項から第9項までの規定を準用する。

3 紙入札参加者は、当該入札において、電子入札に参加することができない。

（入札の辞退）

第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者は、紙による入札辞退届を提出しなければならない。

(開札)

第10条 入札執行者は、公告等で指定した日時に開札を行うものとする。

2 紙入札参加者があるときは、入札執行者が紙入札書を開札し、紙入札書記載金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したうえで改札を行うものとする。ただし、紙入札参加者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載のない場合又は判読ができない場合は、入札執行者が任意の電子くじ番号を登録できるものとし、紙入札参加者は登録された電子くじ番号について異議を申し立てることができない。

(再度入札)

第11条 入札執行者は、開札の結果、規則第113条の規定により再度入札を実施する場合は、予定価格を超過した入札参加者及び紙入札参加者に対し、電子入札システム、電子メール又はファクシミリのいずれかにより通知するものとする。

(入札の無効)

第12条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(落札者等の決定)

第13条 入札執行者は、開札の結果、落札者等を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札による入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者等となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者又は落札候補者を決定する。

(落札者等決定の保留)

第14条 予算執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札者等の決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙

入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第15条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信障害その他やむを得ない事情により入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、入札書提出締切日時及び開札予定日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更若しくは入会札の取りやめ等必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第16条 電子入札システムを利用して行う随意契約に係る手続等については、競争入札に係る電子入札に準じて行うものとする。

(補足)

第17条 この要領に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）諏訪市長

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

紙入札承認願

電子入札を指定した下記の入札について、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札による参加を申請します。

記

1 工事（業務）名	
2 工事（業務）箇所	
3 電子入札システムを利用できない理由	